

向日市議会議員

社会民主党機関紙

向日市会版

2020年6月17日 35号

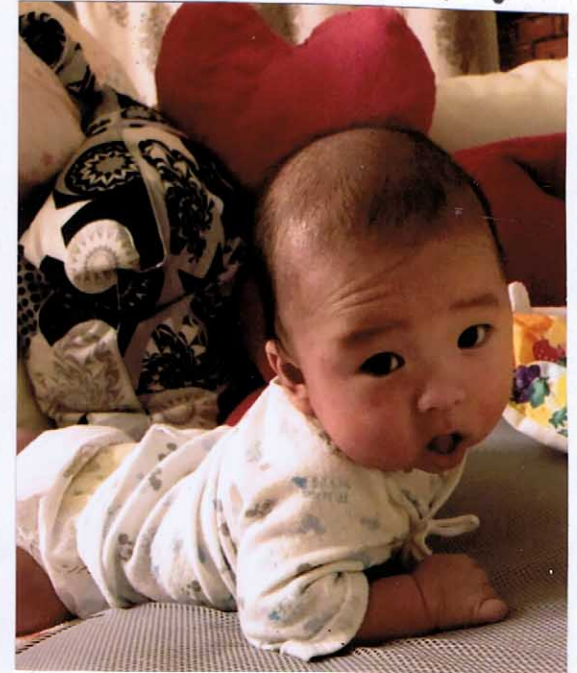
Social Democratic Party

あすか、いけいこ 社会新報

発行所
社会民主党全国連合機関紙宣伝局
通刊(水曜日発行)
〒100-8309 東京都千代田区千代田1-8-1
電話代番03(3580)1171・編集部03(3580)1-3203
●定価180円 ●1カ月700円 ●送料160円

THE SHAKAI SHIMPO

「子育て支援」3才と0才の孫たちも向日市を応援♡



新型コロナウイルス感染症対応 【市民サービス部】

時期・期間	概要	内容
随時	東向日別館内(各階入口、掲示板、カウンター、エレベーターホール等)に次の各種注意喚起ポスター類の掲出 ・「市民課窓口の緩和協力」「人との接触を8割減らす、10のポイント」「密を避けて外出しましょう」「エレベーターの利用について」「緊急事態宣言発令中」等	4月30日(木) 高齢者見守り協力事業所に見守り活動の実施を再依頼 5月1日(金)~ (介護保険) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる第1号被保険者に係る保険料の減免
4月3日(水)~	ゆめパレアむこう全館臨時休館	4月30日(木) 「緊急事態宣言発令中」を老人福祉センターに掲示
4月10日(金)~	向日市福祉会館貸館業務休止	2月上旬 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育施設に手指消毒用エタノールを配置
4月~	生活困窮者住居確保給付金 休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じている方に対して、住居確保給付金を支給 ・補正予算専決処分2,880千円(4月30日)	2月28日(金)~ 「子育てセンター 事業の中止」について、ホームページにてお知らせ 以降随時更新、現在5月7日(月)まで中止
4月上旬	ろう者に対する直接訪問による「コロナ関連情報」の提供及び説明 ・対象人数 6名	4月2日(木)~ 「新型コロナウイルス感染症に係る保育所等における取扱いについて」、ホームページに掲載 臨時休園等の対応、休園期間、保育料等の取り扱いについてお知らせ
4月~	小学校休校延長に係る放課後デイサービス利用給付 小学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービスの提供の増及び利用者負担の増に対し給付 ・補正予算専決処分8,411千円(4月30日)	4月13日(月)~ 「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う家庭保育の協力について」、ホームページに掲載
4月28日(火)~	新型コロナウイルス感染症にかかる手話動画の作成及びホームページ公開	4月17日(金)~ 「国の緊急事態宣言に伴う保育施設への受け入れについて」、ホームページに掲載
2月26日(水)	認知症カフェ参加者に新型コロナウイルス感染症の対策について注意喚起(現在は、認知症カフェ休止中)	5月1日(金)~ 「国の緊急事態宣言に伴う保育施設への受け入れについて(期間延長)」、ホームページに掲載
4月1日(水)~	あんしんホットラインを活用した月1回の「お元気コール」時に登録高齢者の健康状態の確認及び感染予防対策について周知を依頼	4月27日(月)~ 「児童手当、児童扶養手当、向日市児童福祉手当、特別児童扶養手当、母子家庭奨学金の手続きについて」、ホームページに掲載 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、申請手続きの期限、方法を緩和
4月3日(金)	厚生労働省「密を避けて外出しましょう!」を高齢介護課窓口に掲出	4月~ 子育て世帯への臨時特別給付金 子育て世帯の生活を支援する取組みとして、臨時特別の給付金を支給。 ・補正予算専決処分84,500千円(4月30日)
4月17日(金) 20日(月)	3つの密について、啓発チラシを各戸配布	民間保育園0~2歳時閉園補償 4月~ 登園自粛要請により保育園等を自粛された場合の利用者負担額について、日割りで減免し、減免による民間保育園等の減収に対して補償。 ・補正予算専決処分14,525千円(4月30日)
4月24日(金)	高齢者向け介護予防体操や低栄養予防についてのパンフレットを包括支援センターに配布。訪問・相談時に活用を依頼。	4月13日(月)~ 各関連施設へのマスク配布
4月24日(金)	「高齢者として気をつけたいポイント」を包括支援センターに配布。訪問・相談時に活用を依頼	3月13日(月) 妊娠中の方にマスクを配布(市事業) ・一人10枚、1回限り
4月28日(火)	「要介護・要支援認定の臨時的取扱について」を发出 ※認定調査が困難な場合の認定有効期間の延長	4月随時 新型コロナに関する一般的な相談・問合せ対応 (4月 106件)
4月30日(木)	配食サービス委託業者に、配食時に感染予防対策等に係る注意喚起チラシを配布依頼	4月随時 市内感染者発生状況、コロナに関する最新情報をホームページに公開



憲法を活かす
真摯な政治を、
今こそ。

今必要なことは、憲法25条:国民の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」や、国の「社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上増進の義務」、26条:「教育を受ける権利」等、憲法を活かす政治です。コロナ対策に全力を注ぐべき時に、「緊急事態条項」を持ち出し改憲議論を仕掛けたり、「検察庁法改正」をゴリ押しすることが真摯な政治姿勢だとは思えません。問われているのは、人々の願いに応え生活保障や医療体制整備に本気で臨むことです。「憲法の理念を具体的に実践することが自治体の役割である」との信念に基き活動を続けます。



（駅前演説の様子）
アケインバーバは B.G.
子どもたちのボディガードです！



もりもり元気な
二人の孫と
オリーブの木
の下で😊



2020/04/24

みんなすくすく育って下さいね！

